

平 19 福情答申第 5 号  
平成 19 年 10 月 15 日

福岡市長  
吉田 宏 様  
(建築局指導部建築指導課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉 野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき, 平成 19 年 3 月 9 日付け建指第 931 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて, 別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「建築審査会資料 (第 496 回)」の一部公開決定処分に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

「建築審査会資料（第 496 回）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）において非公開とされた部分については、公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成 19 年 2 月 7 日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消す決定を求めるというものである。

### (2) 異議申立ての経過

① 平成 19 年 1 月 29 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

② 平成 19 年 2 月 7 日、実施機関は、本件対象文書について、条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 19 年 2 月 8 日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

## 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、おおむね次のように主張している。

① 建築概要書では、個人名を公開しているにもかかわらず、建築審査会の内容に個人名を公開していないのは不透明性がある。

### (2) 実施機関の主張

実施機関は、平成 19 年 4 月 5 日付け弁明意見書及び平成 19 年 8 月 9 日の当審査会第 1 部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

#### ① 公開請求対象文書について

建築審査会は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する特定行政庁の許可に対する同意及び建築基準法第 94 条第 1 項の審査請求に対する裁決について議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議及び建築基準法の施行に対する建議を行うために、建築主事

を置く市町村及び都道府県に設置されている。

本件請求となっている資料は、第 496 回建築審査会で審議される案件について、議案の概要を記載した資料である。資料には、申請者の住所・氏名、敷地の地名地番、建物概要、特定行政庁の意見などを記載している。

## ② 処分庁が本件処分を行うに至った理由

条例第 7 条第 1 号は、個人情報とは原則として非公開事由に該当することを規定している。

本件公開請求において非公開とした、申請者の住所・氏名の部分は、個人に関する情報で、特定の個人が識別できるものであり、条例第 7 条第 1 号にいう非公開情報たる個人情報に該当する。

異議申立人は「建築概要書では個人情報を公開している」と主張している。建築概要書とは建築基準法施行規則第 3 号様式で定める建築計画概要書を指し、建築基準法第 93 条の 2 において、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない書類として、規則第 11 条の 4 に定められている。

しかしながら、建築審査会議案について、建築基準法令で許可に関する情報の公開は、法令若しくは条例の規定に規定されていない。

また、建築審査会に付議したもの全てが、建築基準法第 6 条又は 6 条の 2 の規定による建築確認申請がなされ、建築計画概要書の提出されるものではないことから、建築審査会議案が建築計画概要書により公にすることが予定されているとはいえない。

## 4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### (1) 建築審査会について

建築審査会とは、建築指導事務の公正な運営を図るため、建築基準法に基づき設置されるもので、建築基準法に規定する建築許可の同意及び建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事等の処分又はこれに係る不作為に不服がある者の審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議したり、この法律の施行に関する事項について、関係行政機関に対して建議するものである。また、福岡市建築審査会条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 97 号）第 6 条において、「会議は、公開とする。ただし、公共の福祉、秩序維持のため必要があると認めるときは、審査会の議決によりこれを公開しないことができる」と規定されている。

### (2) 本件対象文書について

ア 本件対象文書は、第 496 回建築審査会で審議された議案である。議案には、申請者の住所、氏名、敷地の地名地番、建物概要、特定行政庁の意見などが記録さ

れている。

イ 実施機関は、記録されている個人の申請者の住所、氏名が条例第7条第1号に該当するものとして非公開としたものである。

(3) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

イ 実施機関が非公開とした個人の申請者の住所、氏名については、特定の個人を識別することができるものであり、第1号本文に該当するものと認められる。

そこで、同号ただし書のアからウまでのいずれかに該当するか否かについて以下検討する。

ウ 第1号ただし書のアは、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開とする情報から除外することを定めたものである。

エ 当審査会が、実施機関より聴取したところによると、当該建築審査会は、建築審査会条例第6条に基づき公開で行われており、同条ただし書に該当するものとして非公開の決議も行われなかったことが確認できた。

オ したがって、公開で行われた会議の議案は、当然に公にされているものと考えることが妥当であり、その議案に記録された個人の申請者の住所、氏名は、第1号ただし書のアに該当し、公開することが妥当である。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日         | 処 理 内 容       |
|---------------|---------------|
| 平成19年 3 月 9 日 | 実施機関からの諮問     |
| 平成19年 4 月 6 日 | 実施機関が弁明意見書を提出 |

|                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 平成19年 8 月 9 日(第 1 部会) | 実施機関からの口頭意見聴取及び審議 |
| 平成19年 9 月12日(第 1 部会)  | 審議                |

**6 答申に関与した委員**

吉野正，臼杵昭子，多田利隆，福山道義